

「コムストックローン約款」【コムストックローン・ダイレクト】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 16 年 12 月 13 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第 1 条、第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (担保)</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 担保有価証券は、<u>国内の証券取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。</u></p> <p>(1) <u>株券</u></p> <p>(2) <u>協同組織金融機関の発行する優先出資証券</u></p> <p>(3) <u>投資証券</u></p> <p>(4) <u>投資信託の受益証券</u></p> <p>5、6 (略)</p> <p>第 4 条 ~ 第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (担保有価証券の返戻)</p> <p>1 ~ 5 (略)</p> <p>6 当社は、次の事項による場合は、第 1 項の手続きによらず、担保有価証券の返戻の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 前号に定めるほか機構において取扱株券等の取扱いが廃止された場合 この場合には、証券取引所において上場廃止された日をもって、お客様は返戻を受けたものとします。なお、当該株券等は、機構における取扱廃止日以降、お客様へ郵送等の方法により返還します。ただし、第 6 条第 9 号に該当する株券については、この限りではありません。</p> <p>第 9 条 ~ 第 20 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 12 月</p>	<p>第 1 条、第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (担保)</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 担保有価証券は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとします。</u></p> <p>(1) <u>国内の証券取引所に上場されている、株券、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資証券および投資信託の受益証券。ただし、外国株券等の外国証券は除くものとします。</u></p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券。</u></p> <p>5、6 (略)</p> <p>第 4 条 ~ 第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (担保有価証券の返戻)</p> <p>1 ~ 5 (略)</p> <p>6 当社は、次の事項による場合は、第 1 項の手続きによらず、担保有価証券の返戻の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 前号に定めるほか機構において取扱株券等の取扱いが廃止された場合 この場合には、証券取引所において上場廃止された日または<u>日本証券業協会において登録取消しされた日</u>をもって、お客様は返戻を受けたものとします。なお、当該株券等は、機構における取扱廃止日以降、お客様へ郵送等の方法により返還します。ただし、第 6 条第 9 号に該当する株券については、この限りではありません。</p> <p>第 9 条 ~ 第 20 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 6 月</p>